

- 1 会議名 令和元年度第1回川崎市指定特定非営利活動法人審査会
- 2 開催日時 令和元年7月11日(木) 14時30分～16時30分
- 3 開催場所 川崎市市民文化局会議室(川崎フロンティアビル9階)
- 4 出席者氏名
  - (1) 委員  
前田成東会長、伊藤義昭委員、小倉敬子委員、小澤裕司委員、飛田博史委員、藤枝香織委員
  - (2) 事務局  
市民文化局長 向坂光浩  
市民文化局コミュニティ推進部長 中村茂  
市民活動推進課長 猪俣聡  
同課長補佐 山根達矢  
同課職員 水溜篤志、坂東啓吾
- 5 議題
  - (1) 川崎市指定特定非営利活動法人制度に関する様式等について
  - (2) その他
- 6 公開・非公開の別 公開
- 7 発言内容 次のとおり

#### <開会>

(中村部長)

皆様お集まりでございますので、ただいまから令和元年度第1回川崎市指定特定非営利活動法人審査会を開催いたします。

それでは、ここで、向坂局長から一言ごあいさつ申し上げます。

<向坂局長あいさつ>

ありがとうございました。

#### <資料確認>

(中村部長)

それでは、ここで本日の資料の確認をさせていただきます。

<山根課長補佐から配布資料の確認>

資料の不足等はありませんでしょうか。

<不足等なし>

#### <会議の公開、成立>

(中村部長)

本日の議事につきましては、審査会運営要綱第4条の規定に基づきまして、指定特定非営利活動法人の審査に関する議事ではございませんので、原則どおり、会議については公開ということで開催させていただきます。傍聴人については、現時点で傍聴の申出はございません。

また、委員6名全員が出席しており、過半数である4名以上となっておりますので、規則第24条第5項の開催要件を満たしており、本審査会は成立していることを御報告いたします。

ここからの議事につきましては、前田会長にお願いします。

<議事>

○議題1 川崎市指定特定非営利活動法人制度に関する様式等について

(前田会長)

それでは、議事に移らせていただきますが、今回は法人審査ではなく、諮問・答申といった形式ではありませんので、是非、活発な意見交換をお願いします。

それでは、議題1の川崎市指定特定非営利活動法人制度に関する様式等について、事務局から説明をお願いします。

(山根課長補佐)

<資料1-1、1-2、1-3を用いて説明>

(前田会長)

それでは御意見ををお願いします。

(藤枝委員)

提示された複数の改善案の中からいずれかを選択するのではなく、案を基に議論をするということによいでしょうか。

(山根課長補佐)

前回までの御意見を基に検討ポイントや案を示させていただきましたが、まずは議論を交わしていただければと思います。

(小倉委員)

改善案の①と②は、認定とは異なる形で指定の様式に変更するという事で、改善案③は、書き方をしっかり示すことで『認定に準ずる』というところを崩さずに説明を充実させ、間違った記載がないように改善するという事ですね。

(山根課長補佐)

改善案③では案として名古屋市の記載例を示させていただきましたが、川崎市の過去の事例もごございますので、川崎市に合った具体例を反映させて法人に丁寧に示すことができると考えております。

(小倉委員)

改善案として案③は『様式は従来どおり』で記載例の充実を提案するものですね。

(前田会長)

そのとおりで、名古屋市の記載例は確かに分かりやすいと思います。

(小倉委員)

改善案③に書かれている記載例の事案は、名古屋市の事例であって川崎市のものではないため、今まで川崎市の事例としてどのような事例があったかを参考にして例示する必要があります。実際に書く必要があることを示さないと逆に混乱を招くため、川崎市バージョンの記載例を作る必要があります。

(前田会長)

今回は名古屋市の記載例が唐突に出てきて想像しづらいため、川崎市バージョンの記載例を作成し、次回以降の審査会で示していただきたい。

(小澤委員)

私の立場からすると改善案①のように表を4分割する方がいいです。

(小倉委員)

指定を取得する法人の多くは認定取得への足掛かりとして取得します。認定の申請をするときに指定と様式が異なることで作業が煩雑になるため、様式は同じにしておいた方がよいと考えます。

(前田会長)

検討ポイントにもあるとおり『法人にとって分かりやすいか』を重視すると、様式を変更しないという考えも成り立ちます。

(藤枝委員)

この様式の改善を検討するきっかけは、『譲渡等』や『取引等』という表記では双方向の取引であることが読み取りにくいという意見があったからだと思いますので、これが双方向の取引を意味することがわかる文章や記載例があればいいと思います。手引きの取得後編では、記載要領に詳しく説明されていますし、表自体はそのままでよいと思います。名古屋市の記載例のように双方向の取引例が記載されているとよいですが、記入する側の視点でみると、一つの表の中に双方向の取引を書いているものなのかが分かりにくく、様式に手を加えないと記入できないため、何か工夫も必要です。加えて、やはり記載例に記載する事例はしっかり考えないと、より法人の作業を増やしてしまうことになると思います。

(小澤委員)

棚卸資産を含むため名古屋市の記載例のような事例も考えられます。

(飛田委員)

記載例だけで示すのは限界があると思いますが、記載要領に落とし込む場合、金額や物品の範囲で仕切るなどのイメージはありますか。

(山根課長補佐)

他自治体の記載例を調べましたが、恐らくどの自治体も内閣府が示した手引きや記載例

を準用しているため、あまり違いはありませんでした。

(前田会長)

それであれば、もしかしたら名古屋市は従来の記載例では不十分なことがあって、このような記載例を作成したのかもしれないね。

(猪俣課長)

これについては名古屋市に調査いたします。

(藤枝委員)

この項目のポイントは、役員等との間に過度な取引がないかを確認するところだと思います。あまり低額の取引まで記載して、記載例で縛ってしまうのはどうかと思いますが、社会通念に照らして過度な金額の乖離がないかを判断するため、金額の記載は必須ということですね。

(小倉委員)

法人から役員等への譲渡の項目を記載例で『なし』としていますが、ここにどのような事例を記載するかは難しいかもしれないです。

(前田会長)

なければ『なし』と記入するというを示す意味もあります。

(小澤委員)

役員等から法人への譲渡であれば、中古自動車などがよくあります。どちらにしても、どちらからどちらへの取引なのか混同しないことが重要です。

(前田会長)

まとめると、様式は変更しない方がいいが、記載例の説明文をより分かりやすくし、記載する事例も川崎市の状況に合わせたもので案を作成していただくということでいかがでしょうか。

(全委員、異議なし)

## ○議題2 その他

(前田会長)

それでは、議題2 その他の(1) NPO法人業務に係る現況報告について、事務局から説明をお願いします。

(山根課長補佐)

<資料2-1、2-2、参考資料(追加資料)、2-3を用いて説明>

(前田会長)

ただいまの説明と資料を基に、御意見がございましたらお願いします。

(小倉委員)

川崎市で説明会や講座を実施していますが、事業報告を提出しない法人へのアプローチは行っていますか。

(坂東職員)

説明会や講座を開催するときは全法人に対して案内を郵送しています。窓口に来た法人に対して個別に案内することはありますが、事業報告を行っていない法人に対する個別のアプローチはしていません。

(小倉委員)

先日相談を受けた法人に聞いたところ、各手続きは税理士や行政書士に委託していて、その申請書類の内容は知らないとのことでした。そういった法人が事業報告の未提出などになるのではないのでしょうか。自分たちは活動をして、法人事務はお金を払って専門家がやっているのだからちゃんとなっているはずだが、自分たちの活動がどのように報告されているかは知らないという法人があると思います。今後の活動展開の相談を受け際に、定款の目的に入っているか聞いたところ、知らないと答えた法人もありました。説明会等に来る法人はいいですが、専門家に丸投げして説明会等に来ない法人への啓発も必要です。

(山根課長補佐)

書類の提出のため窓口に来る法人や電話がつながる法人はいいですが、どうしてもアクセスできない法人の中にはそのまま未受理となってしまう法人もあります。全法人発送の郵送物も、理事長で止まってしまって実際に事務を担っている事務の方に届いていないこともあると思います。どうしたら必要な方に届くかは課題であると認識しています。

(小倉委員)

そういったことはキリがないですが啓発は継続していかなければいけません。説明会に来て設立する法人が多いと思うので、その時に設立後のことも分かるようにしなければいけません。

(山根課長補佐)

事業報告の提出割合もこのままでいいとは思っていないので、今後も法人への周知や啓発の仕方、開催の時期や時間帯、場所など検討しながら進めていきたいと思っています。

(小倉委員)

設立説明会を開催していますが、解散の説明は行っていますか。

(山根課長補佐)

先日開催した法人実務基礎固め講座の中で初めて解散についての項目を盛り込みました。参加した16法人のうち2法人から解散を考えているとの相談があり、解散を考えているが話が進められていない法人が潜在的に存在することが分かりました。

(小倉委員)

設立するときは解散を見越して設立しなければいけません。解散には体力が必要です。川崎市は設立を促してきましたが、事業報告の義務や解散の手続きなどのリスクを説明してきませんでした。3年以上事業報告が未提出の法人は認証を取り消していますが、恐らくほとんどの法人は法務局への手続きは行っていません。解散や清算の手続きまで理解している法人は少なく、川崎市も説明をしてきませんでした。詳しくなくても解散の手続きを説明していかなければいけません。

(藤枝委員)

実際に解散を考えている法人が県民活動センターの相談窓口に来られることもあり、相談者が運営面での課題を相談するなかで解散を含めた方向性が見えることもあります。年に数回の説明会では参加できない法人もありますので、説明会だけでなく市民活動センターの相談窓口をもっと案内して利用していただき、連携していただければと思います。

(小倉委員)

<資料2-4を用いて説明>

(前田会長)

続いて、議題2その他の(2)これからのコミュニティ施策の基本的な考え方について、事務局から説明をお願いします。

(中村部長)

<資料3を用いて説明>

(前田会長)

ただいまの説明と資料を基に、御意見や御質問がございましたらお願いします。

(伊藤委員)

ソーシャルデザインセンターの求められる機能の中にあるプロボノはどのようなものでしょうか。

(中村部長)

社会人として培ったスキルを地域にボランティアとして還すサポート事業を川崎市で実施していて、今年度はNPOだけでなく町内会・自治会も支援の対象団体として現在募集を行っている状況です。川崎市では、プロボノ部として現在3年目で、NPOの抱える課題に合わせて公認会計士や税理士のチームを組んで派遣したり、広報PRのチームを組ん

で派遣したり、スキルを持った市民と団体を繋いで川崎のまちをよりよくしていく事業です。

(前田会長)

英語・カタカナ語が少し多いです。

(中村部長)

最低限にはしていますが、カタカナでしか示せない言葉もあるので、脚注を豊富にしています。

(飛田委員)

ソーシャルやコミュニティとって実際には町内会や自治体が仕切ってしまうということがよくあるので、そのバランスというのは難しいと思います。

(中村部長)

町内会・自治会の活性化や個別支援も大切ですが、新たな市民活動とどう結び付けていくかといったバランスが大事だと思っております。

(藤枝委員)

中間支援の役割についても書かれていますが、市民活動センターはこの施策の実現に向けてどういった役割が期待されているのか。内に閉じた団体の形成ではなく、開かれたコミュニティに対してどのようにサポートしていけるのか。川崎市だけでなく他の市域でも同様に、個別の法人や団体を支援することがセンターの仕事の全てではなく、公的なセンターだからこそ民間運営の支援組織とは違う役割があるはずで、こういった市の方向性が出たところで、センターはどういった方向性で進んでいくのかに関心があります。

(中村部長)

できる限り市民活動センターと意見交換して作成してきましたが、10年後の川崎のまちがよりよくなるために行政としてやるべきところと市民活動センターがやるべきところは、今後もきちんと議論していきたいと思っております。藤枝委員のおっしゃるとおり、現在、全国的に中間支援機能のあり方が問われている中で、川崎市のソーシャルデザインセンターは注目を浴びています。市民活動センターの各区版をソーシャルデザインセンターで作るつもりではなく、社会変革に繋がる仕組みになるようなプラットフォームを作っていく議論を重ねています。

(小倉委員)

市民活動センターは市民活動支援指針に基づいて作られ、それに則って今まで川崎市と協働で運営してきたわけですが、今、川崎市の方向性が大きく変わろうとしているので、従来型の市民活動センターのやり方のままではやっていけないと思っております。指針にも、地域に拠点ができれば発展解消すると書かれています。中間支援機能を持っている市内の財団と情報交換をしていますが、これから向かっていく方向性には悩んでいて、ソーシャ

ルデザインセンターが各区にできて見えてこない、市民活動センターの必要性の議論もできないと思っています。

(中村部長)

指針が変わってこの施策を作ったわけではなく指針を踏まえて作ったところは御理解いただきたいと思います。

(前田会長)

予定していた議題等については以上ですが、全体を通して御意見などがありますか。

(全委員、意見等なし)

(前田会長)

長時間にわたる御審議、意見交換等、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和元年度第1回川崎市指定特定非営利活動法人審査会を終了いたします。

事務局にお戻しいたします。

#### <閉会>

(中村部長)

ありがとうございました。事務局から今後のスケジュールについて御案内させていただきます。

(山根課長補佐)

9月に2件の審査がございます。この場で日程調整をさせていただきます。

<日程調整>

(山根課長補佐)

それでは、次回は9月17日火曜日の9時30分開会予定でお願いします。

(中村部長)

本日はありがとうございました。